

## 派遣求人申し込みの際には、 「労働者派遣契約書」の提出が必要です

派遣求人については、当該求人で募集した求職者が派遣される派遣先が確定しており、かつ、派遣先への派遣就業のための具体的な雇用関係の成立が見込まれるものに限り、求人受理の対象となります。

雇用関係の成立の見込みのない派遣求人を防止するため、派遣求人申し込みの際には「労働者派遣契約書」の提出が必要です。

### 1 労働者派遣契約書の提出が必要です

原則、求人申し込みの都度**労働者派遣契約書**※の写しの提出が必要です。

※労働者派遣法第26条第1項及び同法施行規則第22条の規定により  
定めた事項が記載されている書面

### 2 メールもしくは窓口への持参により提出をお願いします

求人者マイページからは労働者派遣契約書の提出ができないため、メールもしくは窓口への持参により提出をお願いします。

ハローワーク岡崎企業支援部門メールアドレス  
**23050-kyujin@mhlw.go.jp**（「-」はマイナス）

※メールに添付可能なデータ容量は10MB未満になります

### 3 派遣先事業所へ電話にて確認を行う場合があります

派遣先事業所に対して労働者派遣契約の内容に関する確認を行う場合があります。確認のため、求人者マイページから求人申し込みの際、**【ハローワークへの連絡事項】欄へ派遣先担当者氏名及び連絡先電話番号**を入力してください。

### 4 雇用関係の成立が見込まれない求人は受理できません

雇用関係の成立ではなく派遣就業を希望する者を将来派遣先が見つかった時のために登録することを目的とする求人は受理できません。

また、派遣先事業所へ確認の結果、「派遣先事業主からの発注（派遣労働者の求め）が同時に同業他社にも行われており競合状態にある場合」等、雇用関係の成立が確認できない場合には、求人を受理できませんのでご了承ください。